

年金果実

5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（超過給付金型）
【年金受取総額保証（15年）特約付】

販売開始！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2008年1月11日から、**5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（超過給付金型）「年金果実」**の販売を提携金融機関において開始します。今後、本商品の取扱金融機関の拡大を図っていく予定です。

「年金果実」は、運用中の楽しみと、将来の年金受取の安心感を得たいというお客さまのニーズにお応えするため、**特別勘定での運用中***に積立金額が目標値〔基本保険金額（一時払保険料）の110%〕に達するたびに、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額を「超過給付金」として何度でもお受け取りいただきながら、年金受取総額で基本保険金額を最低保証する新しいタイプの投資型年金保険です。

*契約日の1年経過後から（年金開始日前の3ヵ月間を除く）判定を開始します。

「年金果実」の主な特徴

特徴1. 運用成果を「超過給付金」としてお支払い

- ・積立金額が運用の目標値（110%）に達するたびに、**基本保険金額（100%）を超える金額を「超過給付金」として、何度でもお受け取りいただけます。**
- ・契約日の1年経過後から（年金開始日前の3ヵ月間を除く）「超過給付金」のお受け取りが可能となります。

特徴2. 年金受取総額で基本保険金額（一時払保険料）を最低保証

- ・**年金受取総額は基本保険金額の100%を最低保証**します。超過給付金をお受け取りいただいても、**年金受取総額の最低保証が減ることはありません。**

特徴3. グローバル・バランス型での安定的な運用

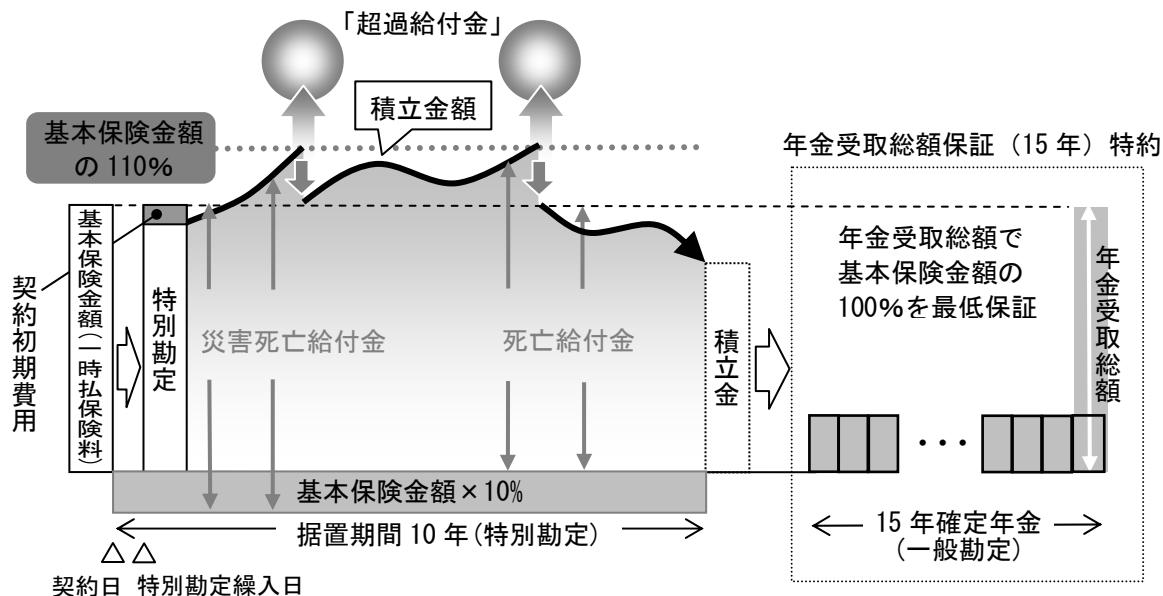
- ・日本を含む世界の資産にバランスよく分散投資を行ない、**リスクを抑制しつつ、中長期的な成果**をめざします。

「年金果实」の概要

この商品は、一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金額、将来の年金年額等が増減する保険です。そのため国内外の有価証券（株式や債券）の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金額、解約返戻金額が基本保険金額（一時払保険料）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

(1) 特徴としくみ

- 特別勘定での運用中に積立金額が目標値（基本保険金額の 110%）に達するたびに、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額を、「超過給付金」としてお支払いします。
- 「超過給付金」の判定は、契約日の1年経過後から年金開始日の3ヵ月前までの期間、毎日行ないます。
- 年金受取総額（15年確定年金）で基本保険金額の100%を最低保証します。
- 特別勘定は、資産の基本配分比率を日本株式20%、外国株式25%、日本債券35%、外国債券20%とするバランス型投資信託へ投資し、リスクを抑えながら中長期的な資産の成長をめざします。
- 解約控除はありません。



(2) 保障内容

死亡給付金	被保険者が年金開始日前（据置期間中）にお亡くなりになった場合、死亡時の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい金額をお支払いします。
災害死亡給付金	被保険者が年金開始日前（据置期間中）に災害でお亡くなりになった場合、死亡給付金に基本保険金額の10%を上乗せした金額をお支払いします。
確定年金	年金開始日前日の積立金額を基に、年金開始日の基礎率等（予定利率等）に基づいて計算された年金年額をお支払いします。

<年金受取総額の最低保証>

年金開始日前日の積立金額が基本保険金額を下回っても、年金受取総額で基本保険金額の100%を最低保証します（この場合、年金支払期間は15年*となります）。

なお、年金開始時に一括受取を希望された場合は、基本保険金額の90%が最低保証されます。

* ご契約時に15年確定年金以外に、5年または10年確定年金もお選びいただけます。ただし、年金受取総額の最低保証が適用される場合、年金支払期間は15年に変更されます。

<解約返戻金>

解約返戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。したがって、解約返戻金額が基本保険金額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります（解約返戻金額には最低保証はありません）。

(3) 主なお取扱い

契約年齢範囲	0歳～75歳（15年確定年金の場合、0歳～70歳）
据置期間	10年間
基本保険金額（一時払保険料）	200万円～3億円（10万円単位）
年金の種類	5・10・15年確定年金
告知	職業告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(4) 諸費用

ご契約者にご負担いただく費用の合計額は、以下「契約初期費用」、「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計です。

ご契約時	契約初期費用	基本保険金額（一時払保険料）に対して5.0%を控除 （特別勘定への繰入前に、一時払保険料から控除）
据置期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.650% （365日で日割りし毎日控除）
	資産運用関係費* （信託報酬）	投資信託の純資産総額に対して、年率0.294%（税込） （365日で日割りし毎日控除）
年金支払期間中	保険契約関係費	年金年額に対して1.0% （年金開始日以後、年金支払日に控除）

*資産運用関係費には、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかります（信託報酬以外のこれらの諸経費等は特別勘定から控除されるため、ご契約者は間接的に負担することとなります）。また、これらの諸経費等については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費は、将来変更される可能性があります。

【ご参考】「年金果実」のネーミングについて

「年金果実」は、本商品の特徴である「超過給付金」を「果実」に例えて、お客様の夢や希望をかなえるための給付金が次々と収穫できる意味を込めて名づけました。

※5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（超過給付金型）の販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以 上